

別添

「茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編、津波災害対策計画編、風水害等災害対策計画編）」改定（案）に関する意見募集結果について

- 1 意見募集期間 令和5年12月1日（金曜日）から令和6年1月9日（火曜日）まで 40日間
- 2 募集方法
 ・茨城県ホームページ掲載
 ・いばらき電子申請・届出サービス
 ・防災危機管理課、行政情報センター、各県民センター、県立図書館での閲覧
- 3 寄せられた意見数 （1）意見提出者数 1人
 （2）意見数 2件

No.	意見の対象	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	水戸地方気象台からの情報伝達システムに関すること	1	<p>・情報伝達系統図に、以下に示した現状の住民への伝達の流れを加えてもいいのではないかと考える。</p> <p>①気象庁からソーシャルメディア等（SNS、ホームページ、アプリ）を経由し、直接住民へ伝達。</p> <p>[気象庁 → 住民]</p> <p>②気象庁がソーシャルメディア等を利用し、通信事業者を経由し住民へ伝達。</p> <p>[気象庁 → 通信事業者 → 住民]</p> <p>・なお、情報伝達系統図が気象庁の定義として固まっている場合は仕方がないので、気象庁へ意見として伝えてもらいたい。</p>	<p>・気象業務法 第15条及び第15条の2で警報、特別警報発表時の伝達について定められており、その法律に則った情報伝達システムを掲載しています。</p> <p>・なお、県や市町村、防災関係機関のソーシャルメディア等を用いた住民への効果的な広報や情報伝達については、茨城県地域防災計画に記載（※下記参照）し、実施している。</p> <p>※茨城県地域防災計画の記載箇所は以下のとおり。 地震災害対策計画編 P184（2）独自の手段による広報） 津波災害対策計画編 P30（2）伝達手段） 風水害等対策計画編 P99（2）独自の手段による広報）</p>
2	河川の洪水予報に関すること	1	<p>・河川の洪水や越水時の避難のタイミングが浸透していないと考える。また、河川の測定については、柔軟に見える化をしないと避難は難しいと考える。</p>	<p>・水害時に住民が適切なタイミングで避難行動を起こすことができるよう、マイ・タイムラインの普及・啓発や洪水ハザード内の住民を対象とした避難訓練を全市町村で実施しているところです。</p> <p>また、河川情報については、国や県の各ホームページで河川水位情報を発信し、気象庁の洪水キキクルでは、危険度を色で示し、現状や今後の予測などの情報が発信されております。</p> <p>引き続き、市町村と連携しながら、住民の避難意識の定着を図ってまいります。</p>